

# オープンイノベーションの本格的駆動に向けて 要点

## 1. 背景

- 産業構造が資本集約型から知識集約型に大きく変化しようとしている中で、我が国の経済社会が発展を続けていくためには、国を挙げた産学官連携の拡大によりオープンイノベーションを加速することが必要不可欠。
- 日本の大学等の産学官連携は欧米に比べて低調。米国の大学では、活発な大学発ベンチャー等による新産業創出はもとより、寄附文化と相まって、産学官連携は教育研究の高度化や財務基盤の強化に大きく貢献。

→オープンイノベーション共創会議での議論に基づき、産学官連携の拡大を阻害する要因を整理し、それらを克服するための改革方策を取りまとめた。

## 2. 主な阻害要因

### 【産業界から見た阻害要因】

- ✓ 企業にとって大学等の研究内容・技術シーズが見えづらく、マネジメント体制も不十分  
(研究内容の先進性や実用化のシナリオを含めた企業に対する提案力と連携の柔軟性の不足、財務・知財管理の障害等)

### 大学・国研

#### 【大学・国研から見た阻害要因】

- ✓ 産学官連携を行っても、大学・国研の組織的ベネフィットにつながらない。  
(必要経費の不十分な請求、ベンチャー支援の対価取得の制限等)
- ✓ 経営トップのリーダーシップが発揮されていない。  
脆弱な本部機能(資源配分権限を含む)
- ✓ 大学・国研の資産運用に制限がある。

パートナーシップ拡大

### 産業界

事業会社

ベンチャー企業

## 3. 改革方策

- 企業の事業戦略に深く関わる大型共同研究の集中管理体制の整備(オープンイノベーション機構)  
→P.2
- 産学官連携収入等の増大による自己財源の創出(「稼ぐ力」の強化)と財務基盤強化、それによる経営トップの裁量の拡大
  - 国立大学・国研がベンチャー企業等から株式取得できる方法や保有期間の緩和を検討 →P.3
  - ベンチャー企業等へ出資できる国立研究開発法人の拡大を検討 →P.4
  - オープンイノベーション機構の構築支援(再掲)
- 資産運用に関する規制緩和 →P.5
- その他
  - 事業化の観点からの研究成果等の質的向上
  - イノベーション人材の育成

上記の改革を通じて、産学官連携が大学等の財務基盤の強化、経営トップの裁量の拡大の有効な手段となるような環境が整備。大学等にはより一層の経営努力、創意工夫を求めたい。

# オープンイノベーション機構（仮称）の整備【予算・平成30年度】

## 改革の方向性

- 企業が自社研究組織を大学内で設置したり、大学の総合的研究能力を活用して事業戦略を立案するなど、競争領域まで大学との連携を拡大する企業側のニーズが顕在化。
- このため、企業の事業戦略に深く関わる大型共同研究の集中管理体制を整備。
- 大学等への民間投資3倍拡大の政府目標達成に向け、オープンイノベーション機構の全国展開やガイドラインの実践促進等の在り方を明確にする必要。

## 阻害要因

産業界から、海外の大学と比べると、大型共同研究を実施する上で以下の点が問題と指摘。

- ①企業に対する提案力（研究内容の先進性、研究成果の実用化までのシナリオ等）の不足
- ②部局横断的なチーム編成など連携の柔軟性の不足
- ③財務管理、知財管理等に関するマネジメント体制の脆弱さ

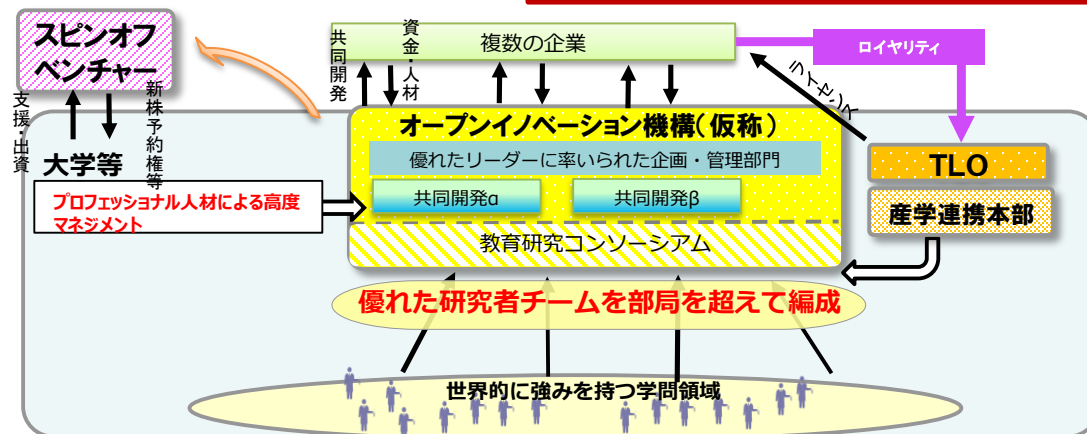
## 改革方策とその効果

### [改革方策]

- 以下のような大型共同研究の集中管理体制を整備。
  - ①経営トップ主導により、プロフェッショナル人材を集めた特別な集中管理体制の構築
  - ②優れた研究者チームの部局を超えた組織化
- 改革に高い意欲を有する大学を5年間集中的に支援。支援終了時には一定程度の自立経営を目指す。

### [効果]

- 国内外からこれまでにない大型の共同研究呼び込み、企業との緊密な連携を通じた研究者の意識改革等に寄与



オープンイノベーション機構（仮称）のイメージ

# 国立大学・国研がベンチャー企業等から株式取得できる方法や保有期間の緩和

【通知・平成29年度】

## 改革の方向性

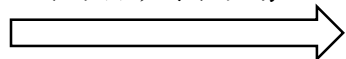
- ベンチャーが、国立大学等の業務の対価として株式等で支払える対象の追加を検討。
- 国立大学等が株式を戦略的に活用するため、長期保有を可能化。

## 阻害要因

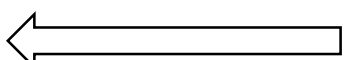
- 国立大学では自己収入拡大に大きな可能性を有する株式等の取得できる範囲が、「寄附・ライセンス対価」のみに限定。
- さらに、取得した株式は、特段の事情がない限り、換金可能になり次第直ちに売却することが求められ、自己収入の最大化が込めない。

国立大学等

施設・設備の貸与、  
コンサルティング等



ベン  
チャー



◎利用料等（現金）

（×株式等での支払い）

- 寄附等で取得した株式 → 長期保有不可

## 改革方策とその効果

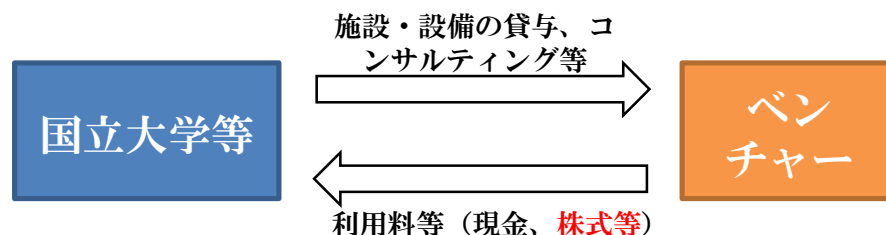
### [改革方策]

- 平成29年度内に、株式等の取得・保有期間に関する通知を発出

### [効果]

- 国立大学がベンチャー等から株式等を対価として取得できる範囲が、ライセンス対価以外の国立大学の一定の業務の対価（施設使用料、コンサル料などを検討）に拡大され、財源獲得の可能性が広がる。
- 寄附等で取得した株式の保有期間が柔軟化され、適切な時期の売却が可能となる。

### [株式等を対価として取得できる範囲の拡大]



### [株式の長期保有]

株価の変動に応じ適切な売却時期を選択するなど、**株式等の戦略的活用が可能に**

# ベンチャー企業等へ出資できる国立研究開発法人の拡大【法律・平成29年度】

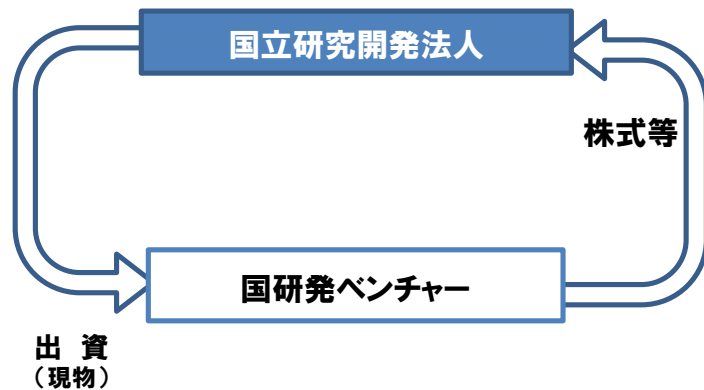
## 改革の方向性

- 国研の研究成果を、速やかに社会へ還元するため、国立大学と同様に国研のベンチャー企業、技術移転法人等への出資機能を拡充し、ベンチャー創出を促進するとともに、国研の財務基盤を強化。

## 阻害要因

- 法律により、ベンチャー等に出資できる国研は、3法人※に限定。

(JST、産総研、NEDOのみ)



※金銭出資はJSTのみ可能。

※科学技術振興機構(JST)、産業技術総合研究所(AIST)、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)のみ

## 改革方策とその効果

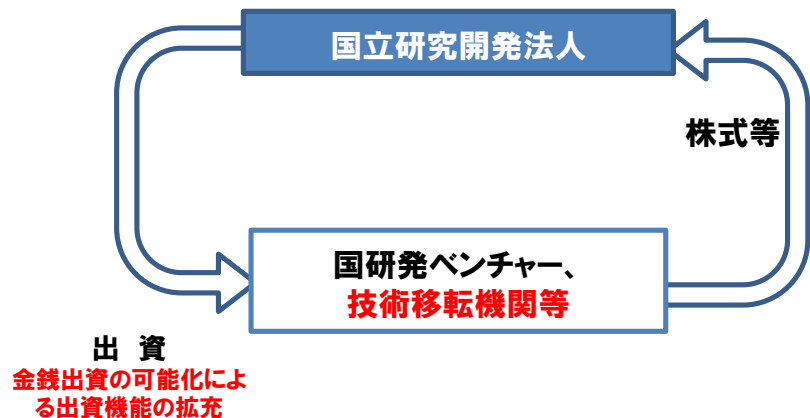
### [改革方策]

- 次期通常国会での研究開発力強化法等の改正を、与党・内閣府と連携して検討

### [効果]

- 法律改正により、国研の出資機能が拡充される。株式の取得・保有等を通じた自己収入の確保が可能となる。

(JST、産総研、NEDO、他の国研)



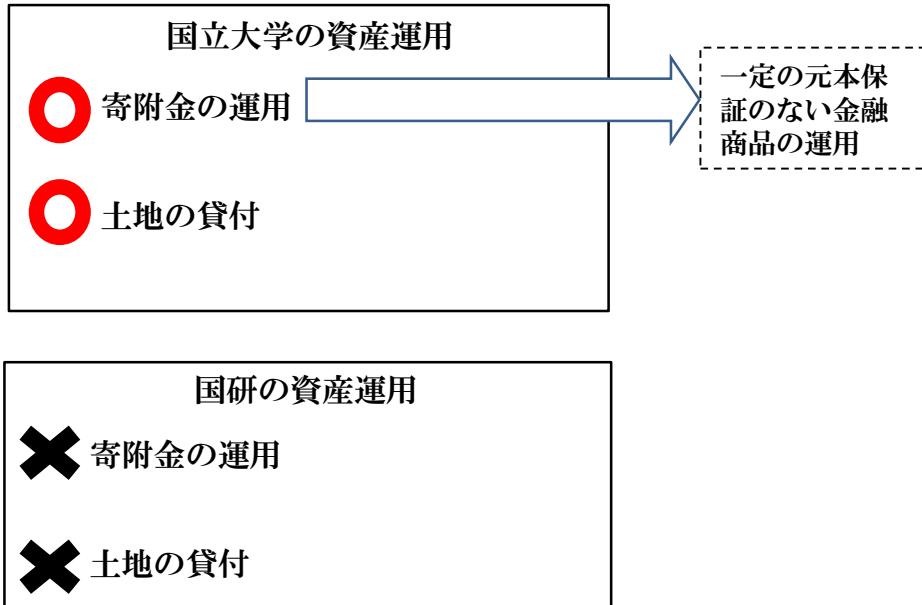
# 資産運用に関する規制緩和【省令／法律・平成29年度】

## 改革の方向性

- 国立大学の資金運用が可能な原資の範囲を、寄附金だけでなく自己収入（業務遂行に支障がないものに限る）まで拡大を検討。
- 国立研究開発法人についても、国立大学と同様の規制緩和を検討。

## 阻害要因

- 国立大学は一定の元本保証のない金融商品の運用が可能だが、その原資は寄附金等に限定されている。
- 国研は、国立大学と同様の措置が認められていない。



## 改革方策とその効果

### [改革方策]

- 平成29年度中に、元本保証のない金融商品の運用を行うにあたっての原資の範囲を拡大する措置を省令改正にて対応を検討【国立大学】
- 次期通常国会での研究開発力強化法等の改正を、与党・内閣府と連携して検討【国研】  
(※国研の実態を踏まえつつ精査が必要。)

### [効果]

- 寄附金等以外の一定の自己収入（財産貸付料収入・特許料収入などを検討）を原資として資金運用が可能に【国立大学】
- 国立大学と同様の取扱いが可能に【国研】

